

教えて!!

吉野川市第2次人権施策推進計画

インターネット上に
おける人権侵害

近年の情報技術の発展は目覚ましく、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。総務省の「令和3年版情報通信白書」によると、2020(令2)年のインターネット利用率(個人)は83.4%となっており、さらに、スマートフォンやタブレットなどの急速な普及は、インターネットの世界をますます私たちの身近なものにしています。

しかしながら、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がれば便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増加しており、他人への誹謗中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。また、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。

近年、特に問題となっている児童ポルノは、それ自体も子どもの人権擁護上許されるものではありませんが、その画像が一度でもインターネット上に流出すれば、画像のコピー

が転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

さらに、命にかかわるような情報など、インターネット上の有害情報に起因して、犯罪やトラブルに巻き込まれて被害に遭うといった人権侵害事案も発生しています。

このため、2002(平14)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の施行、2009(平21)年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」の施行、また2021(令3)年にはプロバイダ責任制限法が改正され、発信者情報の開示請求に係る手続きの簡素化や、通信事業者が発信者情報の消去禁止命令を出すことが可能となるなど、誹謗中傷を行った人を特定しやすくし、より迅速な被害者の権利救済が図られるようになりました。

インターネットによる人権侵害の防止には、利用時のルールやマナーを守り、正しい理解のもと適切な利用ができるよう周知・広報に努めるとともに、被害にあった場合の迅速な対処方法の周知や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発の推進が求められます。

第9回 人権の花咲くまちクイズ

問題

インターネット上の差別的な書き込みをはじめ、差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談電話として、「みんなの人権 110番(全国共通人権相談ダイヤル)」が設けられていますが、その電話番号(10桁)を教えてください。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

- ・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。
- ・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課あて
- ・締切日：2月7日(火)(消印有効) E-mail: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

人権とぴっす

コロナ禍における
新たな取り組み

知恵島地区人権教育推進協議会は、「差別を許さない住みよい地域社会の実現に努める」をスローガンに啓発活動を実施していますが、新型コロナウイルスの影響により、さまざまな活動が中止となり、立ち上げ、さまざまな取り組みを実施しました。このような「ささちゃんプロジェクト」を立ち上げ、さまざまな取り組みを実施しました。

「ささちゃん」とは、いじめ防止委員会を中心となり、「いじめ防止宣言」とともに児童が考え出したキャラクターで、3つのハートは、「学校・家庭・地域」を表しています。立ち上げのきっかけとなったのは、コロナ感染症への差別や偏見を絶対に「しない」「させない」「ゆるさない」という強い思いや願いが沸き上がったからです。まず学校でしっかりと人権学習を行い、学んだ考えを「学校全体」「家庭」「地域」へと広げ、共有していきたいと考えています。具体的な取り組みの一例として、「コロナ

感染症に対する差別や偏見をなくそう」をテーマに人権学習を行い、自分のできごとや思いをしおりに表し、家庭で話し合いました。

また、同校のプロジェクトの取り組みについては、学校・学年便りによる紹介や、運動会の全校阿波踊りの衣装にキャラクターを表し、放送で保護者にも呼びかけられるなど、身近なところからではありませんが、発信を行いました。

昨今、社会では相手から見えないことをいかに、SNSなどを利用したさまざまな差別や、人権侵害、誹謗中傷が行われている。時代の変化の経過とともに新たな問題が日本をはじめ世界中で発生している状況ですが、子どもたちの取り組みに新たな気づきや元気をもらいながら、今後も学校と家庭、地域が一体となり、この取り組みをさらに継続・発展させていきたいと思っています。



人権課
☎22-2229
FAX22-2260

統計調査員のお仕事をしてみませんか?

国勢調査や経済センサスなどの、統計調査業務に従事する統計調査員を募集しています。



●統計調査員の仕事

▽調査によって仕事内容は若干異なりますが、おおまかな流れは以下のとおりです。

- ① 調査員事務打合せ(説明会)に出席する。
- ② 担当する調査区の範囲と調査対象を確認する。
- ③ 調査対象に調査票を配布し、記入の依頼をする。
- ④ 調査対象を再度訪問し、記入された調査票を回収する。
(※非接触の方法が導入されています)
- ⑤ 回収した調査票を検査・整理し、調査関係書類一式を市へ提出する。

▽ほとんどの調査で、約2カ月間、統計調査員として従事することになります。

●統計調査員の身分と待遇

▽調査期間中、国または県から任命された非常勤の公務員としての身分を有します。

▽調査で知りえた内容を外部に漏らすことは法律で強く禁じられています。

▽調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます(1地区を担当しておおよそ3万円程度)。※報酬額は調査の種類や件数などにより異なります。

●応募要件

▽市内に居住する20歳以上の方で、責任を持って調査事務を遂行できる方

▽税務、警察および選挙に直接関係のない方

▽暴力団員または暴力団密接関係者でない方

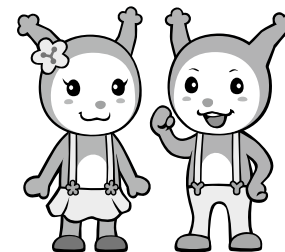
●応募方法

統計調査員は登録制となっています。

募集は随時行っていますので、上記の内容を確認し、まずは電話にて総務課 統計情報係まで連絡してください。

登録をしたのち、希望の時期や地区に沿って各統計調査業務を案内します(※調査の実施時期や対象地区によっては、すぐに案内しかねる場合もあります)。

その他の質問についても、気軽に問い合わせください。



●問い合わせ 総務課 ☎22-2231 FAX22-2244

冬季の節電・省エネルギー対策について
～節電へのご協力をお願いします～

[空調] 重ね着などをして、室温20℃を心がける。